

公 示

第五管区海上保安本部長公示第62号
水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和2年9月10日

第五管区海上保安本部長

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - (1) 名 称 徳島県東部県土整備局
 - (2) 住 所 徳島県徳島市南末広町6-36

- 2 水路測量を実施する区域及び期間
 - (1) 区 域 小松島市和田島町今津坂野海岸及び付近
(別添付図のとおり)
 - (2) 期 間 令和2年 9月14日から
令和2年10月 2日までのうち1日間

- 3 水路測量の実施方法
GNSS 測量機による測位及び音響測深機による測深を実施する。

- 4 航行船舶に対する安全措置
 - (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚する。
 - (2) 五管区水路通報第35号（令和2年9月11日発行）にて周知する。

付図



 : 測量区域

海上保安庁刊行 海図W1214